○九州工業大学動物実験専門部会要項

平成３０年３月７日
学長裁定
改正　　令和　３年１０月２７日
令和　５年　５月３１日

九州工業大学動物実験専門部会要項

（趣旨）
第１条　この要項は，国立大学法人九州工業大学先端研究・社会連携本部規程（令和５年九工大規程第１３号）第１０条第２項及び九州工業大学動物実験等に関する規程（平成１８年九工大規程第４１号。以下「規程」という。）第６条第２項の規定に基づき，九州工業大学動物実験専門部会（以下「専門部会」という。）の組織及び運営について，必要な事項を定めるものとする。

（審議事項等）
第２条　専門部会は，次の各号に掲げる事項を調査及び審議し，学長に報告又は助言する。
(1) 規程の制定改廃に関すること。
(2) 動物実験等に関する法令，飼養保管基準及び基本指針並びに規程に対する適合性に関すること。
(3) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること。
(4) 施設等及び実験動物の飼養保管状況に関すること。
(5) 動物実験等及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に係る教育訓練の内容又は体制に関すること。
(6) 動物実験の実施体制に係る自己点検・評価，外部の専門家による検証並びに情報公開に関すること。
(7) その他動物実験等の適正な実施のために必要な事項に関すること
２　専門部会は，必要に応じて地区管理者及び実験責任者に報告を求めることができる。
３　専門部会は，必要に応じて安全管理に注意を要する動物実験等に関連する委員会等と相互に必要な情報の提供等を行うよう努めなければならない。

（組織）
第３条　専門部会は，次に掲げる委員をもって組織する。
(1) 動物実験等に関して優れた識見を有する者
イ 規程第８条に定める実験動物管理者のうち，規程第７条に定める各地区管理者（戸畑地区を除く。）が指名する者　各１名
ロ 各地区管理者が前項を除く者から指名する者　各１名
(2) 実験動物に関して優れた識見を有する者
イ 実験動物に関して優れた識見を有する獣医師　１名
(3) その他学識経験を有する者
イ 学内外の有識者（動物実験又は実験動物の分野の有識者を除く。）の中から学長が指名するもの　１名

ロ その他先端研究・社会連携本部長又は各地区管理者が指名する者

２　前項１号のロで規定する者は，その他学識経験を有する者（動物実験又は実験動物の分野の有識者を除く。）に代えることができる。

（任期）

第４条　前条各号（第５号を除く。）に掲げる委員の任期は，１年とし，再任を妨げない。

２　前項の委員に欠員を生じたときの後任者の任期は，前任者の残任期間とする。

（部会長）

第５条　専門部会に部会長を置き，委員の互選により定める。

２　部会長は，専門部会を招集し，議長となる。

３　部会長に事故があるときは，あらかじめ部会長の指名する者が議長の職務を代行する。

（議事）

第６条　専門部会は，構成員の過半数の出席により成立する。

２　第３条各号（第３号イを除く。）に規定する委員に事故があるときは，あらかじめ議長の承認を得て，代理者を出席させることができる。

３　専門部会の議事は，出席委員の過半数で決し，可否同数の時は，議長の決するところによる。

４　委員は，自らが動物実験責任者として提出した動物実験計画に係る審査に加わることができない。

（構成員以外の出席）

第７条　議長が特に必要があると認めたときは，委員以外の者の出席を求めて，意見を聴くことができる。

（雑則）

第８条　この要項に定めるもののほか，専門部会に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

この要項は，平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この要項は，令和３年１０月２７日から施行する。

附　則

この要項は，令和５年６月１日から施行し，令和４年４月１日から適用する。